

議案第 29 号

特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 16 年 6 月 25 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

- 1 常勤特別職（教育長を含む）の身分の取扱いについては次のとおりとする。
上三川町，上河内町及び河内町の常勤特別職（教育長を含む）については，
合併の前日をもって失職するものとする。
- 2 その他の非常勤特別職（議会議員，農業委員会委員及び消防団員を除く）に
ついては，次のとおりとする。
上三川町，上河内町及び河内町のその他の非常勤特別職（議会議員，農業委
員会委員及び消防団員を除く）については，基本的には失職するものとするが，
新市においても引き続き設置する必要があるものについては，宇都宮市の制
度・基準をもとに調整し，別に定めるものとする。

協定項目	特別職の身分の取扱い	所管専門部会名	総務専門部会		
調整の方向性	1 常勤特別職（教育長を含む）の身分の取扱いについては次のとおりとする。 上三川町，上河内町及び河内町の常勤特別職（教育長を含む）については，合併の前日をもって失職するものとする。 2 その他の非常勤特別職（議会議員，農業委員会委員及び消防団員を除く）については，次のとおりとする。 上三川町，上河内町及び河内町のその他の非常勤特別職（議会議員，農業委員会委員及び消防団員を除く）については，基本的には失職するものとするが，新市においても引き続き設置する必要があるものについては，宇都宮市の制度・基準をもとに調整し，別に定めるものとする。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
1 現状					
	宇都宮市	上三川町	上河内町	河内町	備 考
特別職 の種類	・ 市長 ・ 助役 ・ 収入役 ・ 教育長 ・ 企業管理者 ・ 代表監査委員	・ 町長 ・ 助役 ・ 収入役 ・ 教育長	・ 町長 ・ 助役 ・ 収入役 ・ 教育長	・ 町長 ・ 助役 ・ 収入役 ・ 教育長	

特別職の取扱い

(1) 先進事例

ア 廿日市市の例（平成15年3月1日合併 編入 1市1町1村）

- 1 佐伯町及び吉和村の常勤の特別職及び教育長の身分の取扱いについては，3市町村の長が別に協議して定めるものとする。
- 2 佐伯町及び吉和村の非常勤の特別職の身分の取扱いについては，それぞれの職の設置の必要性を検討し，調整を行うものとする。

イ 静岡市の例（平成15年4月1日合併 新設 2市）

基本的には失職するものとし，新市発足後の暫定的な取扱いについては，法令の規程のとおりとする。

ウ 前橋市の例（平成16年12月5日合併予定 編入 1市1町2村）

大胡町，宮城村及び粕川村の特別職(三役及び教育長)の身分の取扱いについては，4市町村の長が別に協議して定める。

エ 各務原市の例（平成16年11月1日合併予定 編入 1市1町）

- 1 川島町の常勤の特別職及び執行機関の委員については，合併の前日をもって失職する。
- 2 川島町の附属機関の委員については，両市町の長が別に定める。

オ 豊田市の例（平成17年3月合併予定 編入 1市4町2村）

各町村の常勤の特別職（教育長を含む。）及び非常勤の特別職（農業委員を除く。）は，合併の前日をもって失職するものとする。

(2) 関係法令

○地方公務員法（昭和25年法律第261号）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第3条 地方公務員の職は，一般職と特別職とに分ける。

- 2 一般職は，特別職に属する職以外の一切の職とする。
- 3 特別職は，左に掲げる職とする。
 - 一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙，議決若しくは同意によることを必要とする職
 - 一の二 地方開発事業団の理事長，理事及び監事の職
 - 一の三 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職
 - 二 法令又は条例，地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の期間に定める規定により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの
 - 三 臨時又は非常勤の顧問，参与，調査員，嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職
 - 四 地方公共団体の長，議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの
 - 五 非常勤の消防団員及び水防団員の職

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

（市町村長）

第139条 略

- 2 市町村に市町村長を置く。

（長の任期）

第140条 普通地方公共団体の長の任期は，4年とする。

- 2 略

（助役）

第161条 略

- 2 市町村に助役1人を置く。但し，条例でこれを置かないことができる。
- 3 副知事及び助役の定数は，条例でこれを増加することができる。

(助役の選任)

第 1 6 2 条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

(助役の任期)

第 1 6 3 条 副知事及び助役の任期は、4 年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

(収入役・副収入役)

第 1 6 8 条 略

2 市町村に収入役 1 人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。

3 都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。

4 副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。

5 ~ 6 略

7 第 1 4 1 条、第 1 4 2 条、第 1 5 9 条、第 1 6 2 条、第 1 6 3 条本文及び第 1 6 4 条の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。

(監査委員の設置及び定数)

第 1 9 5 条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 略

(選任及び兼職の禁止)

第 1 9 6 条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下本款において「識見を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が 4 人のときは 2 人又は 1 人、3 人以内のときは 1 人とするものとする。

2 ~ 4 略

5 都道府県及び政令で定めるしにあつては、識見を有するもののうちから選任される監査委員のうち少なくとも 1 人以上は、常勤としなければならない。

（任期）

第 197 条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

（代表監査委員）

第 199 条の 3 監査委員は、その定数が 4 人又は 3 人の場合にあつては識見を有する者のうちから選任される監査委員の 1 人を、2 人の場合にあつては識見を有する者のうちから選任される監査委員を代表監査委員としなければならない。

2 ～ 3 略

○地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）

（この法律の適用を受ける事業）

第 2 条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。

- 一 水道事業（簡易水道事業を除く。）
- 二 工業用水道事業
- 三 軌道事業
- 四 自動車運送事業
- 五 鉄道事業
- 六 電気事業
- 七 ガス事業

2 ～ 3 略

（管理者の設置）

第 7 条 地方公営企業を経営する地方公共団体に、地方公営企業の業務を執行させるため、第 2 条第 1 項の事業ごとに管理者を置く。ただし、条例で定めるところにより、政令で定める地方公営企業について管理者を置かず、又は 2 以上の事業を通じて管理者 1 人を置くことができる。なお、水道事業（簡易水道事業を除く。）及び工業用水道事業を併せて経営する場合又は軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち 2 以上の事業を併せて経営する

場合においては，それぞれ当該併せて経営する事業を通じて管理者 1 人を置くことを常例とするものとする。

（管理者の選任及び身分取扱い）

第 7 条の 2 管理者は，地方公営企業の経営に関し識見を有する者のうちから，地方公共団体の長が任命する。

2 ～ 3 略

4 管理者の任期は，4 年とする。

5 管理者は，再任されることができる。

6 管理者は，常勤とする。

7 ～ 11 略